

平成27年6月定例会 少子・高齢福祉社会対策特別委員会の概要

日時 平成27年 7月 8日(水) 開会 午前10時 4分
閉会 午後 1時50分

場所 第2委員会室

出席委員 諸井真英委員長
中野英幸副委員長
岡田静佳委員、板橋智之委員、柿沼トミ子委員、齊藤邦明委員、荒川岩雄委員、
山根史子委員、山本正乃委員、岡重夫委員、塩野正行委員、福永信之委員、
松坂喜浩委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
田島浩福祉部長、樋口勝啓福祉部副部長、牧光治福祉部副部長、
奥山秀少子化対策局長、知久清志福祉政策課長、渡辺千津子福祉政策課政策幹、
沢辺範男社会福祉課長、江森光芳高齢者福祉課長、金子直史地域包括ケア課長、
加藤誠障害者福祉推進課長、末柄勝朗障害者支援課長、岡村和典福祉監査課長、
今泉愛少子政策課長、榎本淳一こども安全課長

[総務部]
三須康男学事課長

[県民生活部]
牧千瑞男女共同参画課長

[保健医療部]
矢島謙司健康長寿課長

[産業労働部]
佐々木直子ウーマノミクス課副課長

[都市整備部]
白石明住宅課長

[教育局]
藤倉陽子家庭地域連携課主幹、伊藤幸男人権教育課主任指導主事

[警察本部]
杉崎恵子少年課長

会議に付した事件

子育て支援について
児童虐待防止対策について
生活保護について

山本委員

- 1 4月に子ども・子育て支援新制度が始まったが、放課後児童クラブの県内の状況はどうか。
- 2 新たに放課後児童支援員という資格の取得が必要となり、その認定研修は県が行うとのことだが、研修の実施状況はどうか。
- 3 資料1の6ページ「イ 女性の就業支援について」であるが、先日埼玉県女性キャリアセンターに行って就業支援の現場を見学した。検索機を用いて自らハローワーク求人情報を検索できるなど利用しやすい。女性キャリアセンター利用者数の推移を見ると、平成26年度の利用者数、就業確認者数が大きく伸びているが、こういった取組が人員増加に結び付いたのか伺いたい。

少子政策課長

- 1 放課後児童クラブの県内の状況についてだが、平成26年5月時点で放課後児童クラブは1,142クラブあり、そのうち、登録児童数71人以上の大規模クラブは74クラブであった。今年度の状況については、まだ把握していない。通常であれば、6月末には国の調査の概要が固まる場所であるが、新制度が始まった関係もあり遅れているので御理解いただきたい。平成27年度は市町村が希望する全てのクラブ整備に対応できるよう、平成26年度に比べ、県負担分について整備費で約2倍、運営費で約1.5倍の予算を確保している。また、学校の余裕教室の利用については、教育局と連携し、市町村への支援を行っていききたい。
- 2 放課後児童支援員認定資格研修については、5年間の経過措置を設け、研修事業を実施する予定である。研修事業を委託する事業者を募集し、7月7日に締め切ったところである。今後、申請があった事業者の企画を審査し、事業者を決定して、速やかに研修事業を始めていききたい。

ウーマノミクス課副課長

- 3 平成25年度から職場体験・職場見学の事業と在宅ワークの支援事業を開始しており、主にこの取組が実績に結び付いた。職場体験・職場見学により就職に結び付いたものが295人、在宅ワーク支援事業により就職に結び付いたものが101人あった。職場見学は、複数の職場を実際に見て、そこで働く女性の話聞き、自身が働く姿を具体的にイメージできるため、就職に結び付きやすく効果があったと思う。職場体験は介護・保育職場を体験するもので、潜在的有資格者が施設で実際に仕事を体験し、仕事の勘を取り戻すことができ、再就職につながったと思う。在宅ワークは、子育て中の女性にとって働きやすい働き方であり、仕事と家庭を両立したいというニーズに応えることができたと思う。1,000名を超えた利用者があった。今後とも、こうした取組を継続し、就業者数の拡大につなげていききたい。

岡田委員

- 1 放課後児童クラブの待機児童数は何人くらいいるのか。近年、保育所を増やしてもらっているが、その後の「小1の壁」が問題になっている。保育園の受入枠と学童の受入枠の推移を伺いたい。

2 所沢市において育児休業中の保育所入所について行政訴訟が提起されているが、所沢市の対応は法的に問題ないのか。また、県・国の指針とは違うのか。

少子政策課長

- 1 放課後児童クラブでは、平成26年5月時点で865人の待機児童がいる。保育の受入枠については、平成26年度に6,609人分の受入枠を拡大し、今年度についても6,000人の受入枠を拡大することとしている。放課後児童クラブにおける今年度の待機児童の人数はまだ把握できていないが、整備費を今年度は48か所分確保している。待機児童については、平成31年度までに市町村のニーズに合わせて解消していきたい。
- 2 平成27年度の新制度導入に基づき、保育の必要性の基準が国から示された。その内容は、保護者の健康状態や次年度に小学校入学を控えるなど子供の発達上環境の変化に留意する必要がある場合など、市町村が児童福祉の観点から必要と認める場合は継続して利用することを可能としたものである。所沢市の事例はこの基準を直接的、一律に当てはめた感じがあり、県は市に対し、地域の状況を踏まえ個別に丁寧な事前説明を行うように求めているところである。

岡田委員

国の基準はいつ変わったのか。

少子政策課長

国からは、平成26年9月10日付けで通知されている。施行は新制度と同様、平成27年4月1日である。

岡田委員

- 1 所沢市以外に育児休業中に退所を求めている市町村があるのか。
- 2 そのような市町村に県は所沢市と同様の指導をしているのか。

少子政策課長

- 1 県内3市町に同様の取扱いがあると聞いている。
- 2 そのうち平成27年度の退所は1件のみで、特に当事者間での問題は発生していないとの情報を得ている。今後、必要があれば、同様に丁寧な説明を行うよう求めたい。

松坂委員

放課後児童クラブにおける障害児の受入の状況及び支援は、どうなっているか。

少子政策課長

平成26年度は、505クラブで977人の障害児を受け入れている。
一般の放課後児童クラブにおける障害児受入に関する補助制度としては、国庫補助として、障害児受入推進加算がある。また、県では、障害児指導員加算を設けている。

松坂委員

県が加算する金額は具体的にはいくらか。

少子政策課長

障害児が4人いるクラブに担当指導員の2人目を加配した場合は、国庫補助1,712千円に、県単独補助として487千円を加算している。

荒川委員

- 1 最近仲人が少なくなった。結婚には縁結びをする人が必要と思うがどうか。
- 2 縁結びの担い手として元気な高齢者の力を借りたらどうか。

少子政策課長

- 1 今年度から、民間事業者が行う地域資源を活用した出会いの機会づくりのイベントの支援に取り組んでいる。また、結婚支援事業者のネットワーク化による情報共有も図っていく。
- 2 地域で何ができるか、市町村等と検討していきたい。

荒川委員

恥ずかしくて婚活イベントに行けない人もいるだろう。すぐに実現するとは思っていないが、研究してもらいたい。(要望)

委員長

この際、「子育て支援について」質問したいので、暫時、副委員長と交代する。

副委員長

暫時、委員長の職務を行う。

諸井委員長

- 1 子育て応援行動計画では保育所の定員を18,000人増やし、保育士も2,300人増やすと定めているが、国の財源も不足している中で、財源をどうするのか。
また、保育士が不足している状況の中で、給与が高い県外の保育所へ保育士が流出している。保育士をどのように確保し、また、保育士の質をどのように担保していくのか。
昨年度、潜在保育士にアンケートを行い、5,000人が就業を希望したと一般質問での答弁があったが、そのうち何人が就業したのか。
- 2 保育サービスの受入枠をかなり増やしているが、出生率は変わらず、待機児童は増えている。枠を増やしても少子化対策には役に立たないことが現れている。その上で、県として、引き続き保育のニーズに応えていくつもりなのか。
- 3 昨年も目立つ事故報道があり、最近では、風呂で溺れる事件もあった。今朝の新聞では、保育所事故データベースによると事故が増えているという記事があった。認可外保育施設や小規模保育施設には、劣悪な環境のところがある。査察を年1回実施していると思うが、事故があっても、ルールを守っていなくとも、そのまま運営されている。この状況で困るのは子供である。県で厳格なルールを作り、守らないところは、すぐに営業停止にすべきではないか。

少子政策課長

- 1 消費税の引上げが先送りされた中で、平成27年度から保育士給与の3%改善が実施されている。国は財源を確保し、保育士給与の5%改善を目指しており、先日の子ども・

子育て会議においても有村大臣が1兆円の財源確保に向けて取り組むことを明言している。県としては財源の制約はあるが、保育士の処遇改善に結び付くような様々な取組を進めていきたい。

就業意向のあった約5,000人の潜在保育士のうち、就職した人数については把握していない。県内保育所に就職する保育士を増やすために、保育士試験の受験料補助や保育士試験の受験講座費用の補助を行っている。また、保育士養成施設に保育所の園長が訪問して県内保育所の魅力を伝える取組や、学生がグループを作り1日3か所程度の保育所を訪問するようなツアーを開催により、県内保育所のPRを行っている。

- 2 受入枠をかなり増やしたにも関わらず待機児童数が増えているということは委員御指摘のとおりである。ただし、今年度は制度が切り替わるため、保育所に入れるのではないかと期待感があり、申込者数が相当数増えた。来年度以降どのような状況になるかは分からないが、県としては、平成27年度も保育所等の枠を6,000人分増やす取組を着実に進めていく。県全体で平成31年度までに待機児童を解消する計画を立てているので、県と市町村とで調整、意見交換などしながら、解消に向けて取り組んでいきたい。
- 3 子ども・子育て支援新制度では、事故の報告が義務付けられており、国はデータベース化して、公表している。県としては、市町村会議の場で情報交換や注意を喚起していくことが重要だと考える。また、市町村と連携しながら、データベース等をもとに、日頃から意見を聞きながら、防止策について何ができるか考えていく。

諸井委員長

- 1 机上の議論では事故は解決しない。表に出ているのは事故の一部である。潜在的に虐待等が行われているのではないか。未然防止が必要ではないか。そのためには、職員がもっと現実を知るとともに、ルールをきちんと作ってほしい。
- 2 保育士確保に向けていろいろ取り組んでいることは分かったが、やはり給与の高い保育所に就職してしまうという面があるので、県が給与改善に取り組むことが必要ではないか。

少子政策課長

- 1 事故の防止に向けて、どのように状況を把握するのか、ルール作りも含めて、よく考えていきたい
- 2 給与改善は財源の問題もあるが、埼玉県の状態に応じて引き続き検討していきたい。

副委員長

委員長と交代する。

委員長

それでは「子育て支援について」の質疑を終了する。

次に、「児童虐待防止対策について」質疑を行う。何か発言はあるか。

板橋委員

- 1 里親になるための研修などが設けられているのか。
- 2 里親への金銭的な手当はあるか。
- 3 里親に委託した児童が18歳になった後のケアはどうなっているか。

こども安全課長

- 1 養育里親になるためには6日間の研修を受けていただいている。
- 2 措置費として72,000円、児童の生活費として、1歳未満の場合56,830円支弁されている。この他に医療費は全額公費で支出され、里親の負担はない。
- 3 18歳に達しても高校卒業まで里親委託を継続することが保証されている。また、20歳までは委託を延長できる制度があり、国も積極的に活用するよう通知を出している。

板橋委員

- 1 金銭的な手当があることで、中には志のない方も里親になるかもしれない。質の担保はどのように考えているか。
- 2 20歳を過ぎた後、犯罪を犯す例も多いと聞く。その後どうなったのか把握して、フォローするように、制度を見直すべきではないか。

こども安全課長

- 1 児童相談所では、委託後1年間は毎月、里親と里子と一緒に児童相談所に通ってもらい、研修を行っている。また、里親同士が地域で支え合う里親会という任意団体での研修もあり、こうした団体に対しても支援している。
- 2 里親と親子関係ができて、20歳を過ぎても里親宅に残る子もいる。一方で、里親宅にいられない子については、里親の会合で情報収集しながら、状況を把握していきたい。

塩野委員

- 1 今年度の児童虐待通告件数はどうなっているのか。また、平成26年度は前年と比べて、通告件数が3割も増えているのに児童相談所だけで対応できているのか。
- 2 虐待通告については、警察からのDV目撃によるもの、また、心理的虐待が半分以上であるとのことだが、どういうケースがあるのか。また、警察ではどのような場合に通告するのか。
- 3 対応状況の助言等とはどういうものか。また、助言等で終えたものの再発もあるのではないか。
- 4 私も虐待の相談を何件も受けているが、関わったもので家族が再統合したケースはない。平成26年度は、家族支援プログラムを活用して88件が家庭引取りとなったとのことだが、プログラムはいつから実施し、実績はどうなっているのか。

こども安全課長

- 1 今年度も昨年度同様の動向である。なお、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化“189”の開始により若干増えている。職員も大変だが、虐待通告に関しては市町村と連携しながら丁寧に対応している。
- 2 夜間、夫婦が口論してどちらかが110番通報し、いさかいは収まったものの、子供が目撃しており、今後も心配であるため「面前DV」として通告するといったケースが多い。
- 3 数回の面接や家庭訪問で親が対応を改善したり、内縁の夫と別れて家庭環境が改善するなど終えるものである。しばらくして再発することは残念ながらある。しかしその率を下げるよう努力しているところである。
- 4 平成19年度からである。平成19年度は47件、平成24年度は346件、平成2

5年度は379件、平成26年度は372件の家族支援プログラムを作成した。

少年課長

2 児童虐待事案については、児童の安全を最優先に考え、児童虐待が疑われる通報等があった場合には、警察官が直接、児童の安全を確認し、児童相談所に通告し、犯罪が内在するものは積極的に事件化を図っている。子供の面前で夫婦間暴力が発生した場合は、子供に対する心理的影響が大きいいため、心理的虐待のおそれとして通告している。

塩野委員

警察からの通報が増えているのは、警察との連携ができているからだと評価するが、ここ数年の虐待通告の増加については、児童相談所職員の負担が大きくなっており心配である。虐待した親を改めさせるのは難しく、再統合の数を増やせと言うつもりはないが、通告件数が増えている中で、どのように家族再統合を推進していくのか。

こども安全課長

児童相談所は若い職員が多いので、研修に努め、一人一人の対応力の向上を図る。また、家族再統合の推進については、怒鳴らない子育てプログラムなどを市町村とともに活用しながら進めていきたい。

福祉部長

体制整備について、関係部局としっかり協議していきたい。

柿沼委員

虐待が起きた世帯の家庭状況の把握や、虐待防止の取組はどうなっているか。

こども安全課長

虐待世帯の保護者には、精神疾患であったり、未成年や未成熟な親がいるということが実情である。精神疾患の親については、地域の保健センターと連携して対応している。

柿沼委員

児童虐待は事件が起きてから対応するのでは遅い。虐待を受けた児童の両親にもそれぞれ両親がいる。児童から見れば祖父母に当たる者4人が関わるができる。両親や親せき、祖父母も含めた家族のケアを進めることが大切ではないか。

現代は、子供を持つ親が最初から未熟である。同じ家にも子供が妊娠しても気付かない親もいると聞く。家族全体のケアをする仕組み、救いどころはないものか。母子保健の観点からも何か手立てはないのか。

こども安全課長

虐待の予防は大変難しい課題だと受け止めている。児童を家庭復帰させる際には、祖父母の様子も確認している。今後とも、家族の状況についても支援の要素としていきたい。

健康長寿課長

母子保健の観点から、児童虐待の予防対策として、「周産期からの虐待予防強化事業」

を実施している。支援が必要である妊産婦を医療機関が把握した場合、保健所や市町村と情報を共有し、連携して支援を行っている。平成26年度は、医療機関から保健所への報告が1,000件で、市町村と情報を共有し適切な対応を行っている。

山根委員

未成年で出産した親や子育てをしている親は、育児方法が分からず困惑している方も多く、虐待というカテゴリーの中では相談しづらいのだと思うが、若年層の相談はどれ位あるのか。

健康長寿課長

生後4か月までの乳児のいる全家庭に対し、市町村の保健師等が訪問を行い、相談支援や情報提供を行っている。中には訪問を拒否する家庭などが約10パーセントあり、訪問できない家庭があるが、乳幼児健診時に様子を把握するなどして、フォローを行っている。

山根委員

未成年で出産した親は、妊娠して初めて行政と関わる場合が多く、行政の窓口との関わりがうまく取れない者も多いと思われるが、どのようにフォローするのか。

健康長寿課長

県は、市町村に対する支援として、市町村の保健師などに対し研修を実施している。今後、その中で若い親に対する配慮も含め、母子保健活動による虐待予防取組の強化につなげていきたい。

岡委員

児童虐待は世代間で連鎖すると考えている。虐待を受けた児童は親になったときに自分の子供に虐待をしてしまう傾向が強いのではないか。

予防の取組を重点的に行うべきである。県での取組について説明があったが、児童虐待についてもっと深刻に捉えてもよいのではないか。県が児童虐待の中身を分析して、市町村により活発に情報提供すべきではないか。

こども安全課長

啓発については、母子手帳を交付するのに合わせてリーフレットを配布するなどの取組を行っている。引き続き市町村と共同して進めていきたい。

岡委員

県が今取り組んでいることは理解している。

児童虐待は深刻な問題なので、県が分析して、市町村に情報提供する等の予防を進めるべきではないか。

こども安全課長

児童虐待についてしっかり分析し、市町村とともに対策を進めていきたい。

松坂委員

- 1 一時保護した児童について、保護日数1か月以上の児童と、100日以上の子童はそれぞれ何人いるか。
- 2 埼玉県は一時保護日数が48.1日で、全国ワースト3と聞いている。一日も早く学校に戻す取組を県としてどのように考えているのか。
- 3 保護時期によっては、中間・期末テストを受けられず、成績や内申に影響があると思うが、一時保護児童の何割が試験を受けているのか。
- 4 児童が悪くないのに家庭から離されるのは問題と考える。県の取組や国への働き掛けについて伺いたい。

こども安全課長

- 1 平成25年度の幼児を含む一時保護児童771人のうち、1か月以上は345人、100日以上は142人である。
- 2 家庭に戻る、あるいは施設に入るなどして、児童が1日も早く学校に通えるように努力していきたい。
- 3 中間・期末テストを受けられることは大切である。児童の一部はテストを受けているが数値は把握していない。調査した上で教育局とも相談していきたい。
- 4 その点は同じ思いである。子供の安全を第一として対応していきたい。

松坂委員

- 1 家庭に戻った場合は、地域一丸となって対応する必要がある。警察官OBなども活用しているようだが、地域の力を活用すべきではないか。
- 2 一時保護日数の平均を下げるため、どのように取り組んでいくのか。
- 3 一時保護所に元教員を1人ずつ配置したと聞いているが、増員について検討しているか。

こども安全課長

- 1 子供の立場を第一に考え、課題を整理して、精一杯対応していきたい。
- 2 一日も早く退所できるように努力していきたい。
- 3 学習指導員については、平成26年度に2人に増員したところであり、今後も学習環境の充実について検討していきたい。

松坂委員

里親制度の周知に努めていると思われるが、市町村に対しどのようにPRしていくのか。

こども安全課長

里親入門講座を市と連携して実施している。また、県で作成したDVDは、県のホームページでも見ることができるが、今後、メディアも活用しPRしていきたい。

(休 憩)

委員長

「児童虐待防止対策について」の質問を続行する。何か発言はあるか。

荒川委員

- 1 親は外敵から子供を守るものなのに、親から子供を守る議論をするのは寂しくなる。子供がかわいくない親はいないと思うが、虐待する理由は何か。憎らしいのか、邪魔なのか、手に負えないのか、育て方を知らないのか。本気で聞いてみたことはあるか。
- 2 先ほどの答弁にあった怒鳴らない子育てとはどのようなものか。

こども安全課長

- 1 虐待する理由は様々である。子育てが分からないとか未成熟などといった親側の問題、経済的な問題、地域からの孤立などがよく言われている。また、親の気持ちの波が極端な場合もある。
- 2 しつけで、禁止すべきところは禁止し、伸ばすべきところは伸ばすための、子供との関わりを学ぶプログラムである。

荒川委員

しつけでお尻をたたくことも虐待となるのか。

こども安全課長

私の立場からは良いとは申し上げられない。

荒川委員

虐待通告が増えていると言うが、増やしているように見える。結局は助言して終わっている。助言とは注意のことだと思うが、もともと児童相談所はどこにあるか分からないくらいでちょうど良いのに、今では目立ってしまっている。どんどん通告件数は増えているのに助言だけ行っているのでは、いくらやっても同じなのではないか。

こども安全課長

虐待通報に対しては、児童相談所だけでなく市町村も対応するよう法律で求められている。

福永委員

- 1 児童相談所が、児童施設入所が適切であると判断しても児童養護施設に空きがないため入所できない事例を聞いたことがある。現状について伺いたい。
- 2 児童が18歳で施設を退所すると自立が求められる。退所後に児童を援助する施設を支援する制度はないのか。

こども安全課長

- 1 資料にあるとおり、児童養護施設の定員充足率は、年間を通してみると高い時でも90%程度である。なお、施設に入所している児童の性別や年齢の構成上、中学生や高校生の女児用の部屋がなく、受け入れが難しい場合が一時的にはある。
- 2 18歳になると児童養護施設から退所することが原則であるが、措置延長の制度がある。措置延長の場合は、施設に対する措置費も他の児童と同様に交付される。

福永委員

- 1 措置延長は何歳まで認められるのか。
- 2 自立する児童への補助は、具体的にいつから、どれくらいの金額が交付されているのか。
- 3 7、8年前に、無国籍の児童がいると聞いたことがある。現在、無国籍の児童はどれくらいいるのか。

こども安全課長

- 1 措置延長は、児童福祉法上、20歳になる前日まで認められている。
- 2 児童が自立する際に措置費の中で一定の単価を加算するものである。開始時期については把握していない。
- 3 無国籍の児童については、各児童相談所で弁護士の協力も仰ぎながら、国籍の取得に向け支援している。実数は把握していない。

委員長

それでは、「児童虐待防止対策について」の質疑を終了する。
次に、「生活保護について」質疑を行う。
何か発言はあるか。

塩野委員

- 1 県は負の連鎖を断ち切る学習支援事業を実施してきたが、平成27年度から市においても実施することになった。どのくらいの市で実施するのか。
- 2 同事業の対象を生活保護世帯だけでなく生活困窮世帯に拡大することだが、対象者数はどの程度なのか。

社会福祉課長

- 1 生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施する市が36、生活保護世帯のみを対象として実施する市が2、教育委員会が実施する市が2あり、県内全ての市と県で学習支援事業を実施する。この結果、平成26年度はさいたま市を含め、中学生教室が24、高校生教室が7であったが、平成27年度は、中学生教室が62、高校生教室が25に拡大する。
- 2 対象者数は把握していない。身近なところで実施するようになったので参加者は増加していると思う。

塩野委員

- 1 生活保護世帯のみ対象にしている2市はどこか。また、なぜ、対象を生活保護世帯のみとしているのか。
- 2 同事業の対象者数を把握すべきと考えるがどうか。

社会福祉課長

- 1 朝霞市と蓮田市である。生活保護世帯のみを対象としている理由は予算の問題等があるようである。学習支援事業は生活困窮者自立支援法では任意事業となっているが、県としては、各市においても事業の対象を生活保護世帯だけでなく生活困窮世帯も含めて実施するよう働き掛けている。

- 2 対象者を把握すべきと考えるが、7月から事業が始まったところもあり、現時点では把握できていない。今後、状況の把握に努めたい。

塩野委員

2市に対して生活困窮者まで対象にするよう働き掛けるとともに、状況の把握にも努めてほしい。

社会福祉課長

委員の意見も踏まえ、市への働き掛けと学習支援の対象者を把握していく。

福永委員

- 1 被保護世帯数・人員と保護率の推移のグラフを見ると、その他世帯数が高止まりしている。その他世帯等に対する就労支援等の自立支援は、どのくらい成果がでているのか。
- 2 世帯類型別被保護世帯の推移のグラフを見ると、母子世帯が横ばいとなっているが、母子世帯から相談を受けることが多く、母子世帯が多い印象を持っている。福祉事務所の相談窓口で申請を拒否する、いわゆる「水際作戦」が行われている実態はないのか。
- 3 生活保護の不正受給について、平成26年度は1,675件とのことであるが、県としては、不正受給が把握されていると考えているのか。それとも、まだあると考えているのか。

社会福祉課長

- 1 就労支援による自立の事例がある一方で新規申請もある。中高年の人などは直ちに自立に結び付かないことも多く、被保護世帯数がなかなか減少しない面がある。その他世帯等への就労支援については、直ぐに働く能力がある者に対しては就労支援員が、就労意欲が低下している者、技術や資格が不足している者に対しては職業訓練支援員が実施している。平成26年度は、就労支援員による支援により3,405人が就職し、職業訓練支援員により730人が就職した。平成22年度は、就労支援員による支援で就職したのは約1,300人程度であったので成果は上がっている。
- 2 生活保護が必要な人に対して、適切に生活保護を適用するよう指導しているところである。県の指導監査においても、「面接相談時の適切な取り扱い」を重点事項としている。法改正により、申請書の提出が必要とされたが、事情により、口頭による申請も認められる旨が厚生労働省から指導されており、県から福祉事務所に対し、口頭による申請受理も可能であることを指導している。また、面接相談時にライフラインの状況など困窮状況を把握の上、相談者本人の申請意思を確認し、適切に対応するよう指導している。
- 3 平成26年度の1,675件に対し、平成22年度は481件であった。不正受給の確認のため課税調査を実施しているが、平成23年度以降不正受給件数が増加している。平成26年度の1,675件のうち1,100件、約3分の2は課税調査の結果、発見したものである。引き続き、課税調査を徹底するとともに、不正受給が確認された場合には、厳正に対応していく。また、不正受給の85%は稼働収入や年金収入の無申告等であり、被保護者に対し収入申告の必要性を指導していきたい。

齋藤委員

- 1 外国人の保護受給者数、保護率、国籍別世帯数及び1人当たりの保護支給額を教えてください。
- 2 医療扶助適正化のためジェネリック医薬品の推進等を行っているが、毎日医者に通う人などに対してはどのような指導を行っているのか。
- 3 診療報酬を高く取るため、生活保護受給者を短期で回す「ぐるぐる病院」といわれるものがあると聞くがどうか。
- 4 ギャンブルを行っている受給者がいると聞いているが、県として、どのように指導しているのか。

社会福祉課長

- 1 平成26年7月現在で、外国人の世帯数は1,247世帯、保護率は2.5%、主な国籍世帯数は、フィリピンが399世帯、韓国・北朝鮮が356世帯、中国・台湾が179世帯である。1人当たりの保護支給額は把握していない。
- 2 頻回受診が見受けられる場合には、ケースワーカーが指導を行っている。また、医療扶助適正化のため今年度から始まった「生活保護受給高齢者自立支援事業」において、適正な受診を行うことができるよう高齢者に対して支援している。
- 3 「ぐるぐる病院」については、電子レセプトシステムで確認できるようになっており、今のところ県内では見られない。問題があれば指導する。
- 4 受給者は、あらゆる資産や能力を活用して生活する義務があり、生活保護費は最低生活を保障するためのものであるため、適正に使用するよう指導しているところである。

齋藤委員

指導の難しい人もおり、中には厳しい指導も必要な人もいると思う。指導のためのプログラムはないのか。

社会福祉課長

医療上の必要がある者は別として、指導のためのプログラムはない。

山根委員

- 1 資料の3ページ、イの貧困の連鎖を断ち切る学習支援の充実について、生活保護世帯等の中学生や高校生を対象に学習支援事業を実施し、高校進学と高校中退防止を支援とあるが、高校進学のうち定時制や通信制へ進学した者は、どのくらいか。
- 2 高校進学後の転校者はどのくらいか。その理由は何か。転校先は定時制等が多いのか。
- 3 定時制や通信制高校就学者の一人親家庭の割合はどうか。

社会福祉課長

- 1 平成26年度における中学生教室参加者303人中、高校進学者は296人、うち、全日制は221人、定時制は52人、通信制は15人である。したがって、定時制及び通信制への進学率は、22.2%である。
- 2 学習支援事業では、高校進学を目的とした中学生教室と、中退防止を目的とした高校生教室を実施している。中学生教室参加者の高校進学状況は把握しているが、高校生教

室参加者の転校の状況についてまでは把握していない。

3 定時制、通信制高校就学者の一人親家庭の割合については、当課では把握していない。